（厚生労働省組織規則の一部改正）

**第十五条**　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （女性支援室）<br>**第五十八条**　（略）<br>２　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。<br>二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。）に関すること。<br>３　（略） | （女性支援室）<br>**第五十八条**　（略）<br>２　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。）の保護更生に関すること。<br>二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関すること。<br>３　（略） |

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

**第十六条**　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定めるとき）<br>**第三十一条**　法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定めるときは、次のいずれかに該当するときとする。<br>一　（略）<br>二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されているとき<br>（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるとき）<br>**第四十六条**　法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるときは、次のいずれかに該当するときとする。<br>一　（略）<br>二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されているとき | （法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定めるとき）<br>**第三十一条**　法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定めるときは、次のいずれかに該当するときとする。<br>一　（略）<br>二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されているとき又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されているとき<br>（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるとき）<br>**第四十六条**　法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるときは、次のいずれかに該当するときとする。<br>一　（略）<br>二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されているとき又は売春防止法第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されているとき |

**附　則**

１　この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

２　六十五歳未満の失業者であって、法による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により保護観察に付された者のうち、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前にその者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡があったものについては、第九条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第三条第二項に規定する就職が特に困難な失業者とみなす。

３　法による改正前の売春防止法第二十六条第一項の規定により保護観察に付された者であって、施行日前にその者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものについては、第十一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第三十二条に規定する就職が困難な者とみなす。